

(1) 基本指数表 (評価基準表)

保護者の状況		基本指数	
類型	細目		
就労	週5日以上 (月20日以上)	日中8時間以上の就労を常態	10
		日中6時間以上8時間未満の就労を常態	9
		日中4時間以上6時間未満の就労を常態	8
	週4日 (月16日以上)	日中8時間以上の就労を常態	9
		日中6時間以上8時間未満の就労を常態	8
		日中4時間以上6時間未満の就労を常態	7
	週3日 (月12日以上)	日中8時間以上の就労を常態	8
		日中6時間以上8時間未満の就労を常態	7
		日中4時間以上6時間未満の就労を常態	6
上記に該当しない者(月48時間以上勤務)		5	
求職活動		新規就労者、採用内定者、求職中の者	5
学生	大学等	週5日以上、日中8時間以上の就学をする者(大学院含む、研修医は外勤とする)	8
	各種学校等	週3日以上、日中4時間以上の就学を1年以上する者(カルチャースクール等は除く)	7
	その他	週3日以上、日中4時間以上の就学を6か月以上する者(カルチャースクール等は除く)	6
出産		入所希望月の2月前から2月後までの間に産の予定がある者	7
疾病・障害	長期入院	概ね1か月以上の入院	10
	病気重	常時臥床、感染性疾患(育児不可能)	10
	病気中	一般療養(育児困難)	8
	病気軽	一般療養(育児に支障あり)	7
	障害重	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級(育児不可能)	10
	障害中	身体障害者手帳3級、愛の手帳4度(育児困難)	8
	障害軽	身体障害者手帳4級(育児に支障あり)	6
看護・介護	看護(介護)重	週5日、日中8時間 常時付添看護(介護)(同居親族の付添看護(介護)に限る。)	10
	看護(介護)中	週3日、日中8時間以上の付添看護(介護)(同居親族の付添看護(介護)に限る。)	8
	看護(介護)軽	週3日、日中4時間以上8時間未満の付添看護(介護)(同居親族の付添看護(介護)に限る。)	6
災害		災害などによる家屋の損傷、災害復旧のため、保育にあたれない場合	10
不存在		両親が存在か行方不明で、両親以外の者が児童を保育している場合(母[父]子家庭等で、事情により祖父母が保育している場合は、保護者の要件とする。)	10



選考指数は選考会議によって決定致します！
 就労証明書等における就労実績が不足している場合は点数が低くなる場合がありますので、ご注意ください。
 詳細は、「P21 基本指数・調整指数の取り扱いについて」をご確認ください。